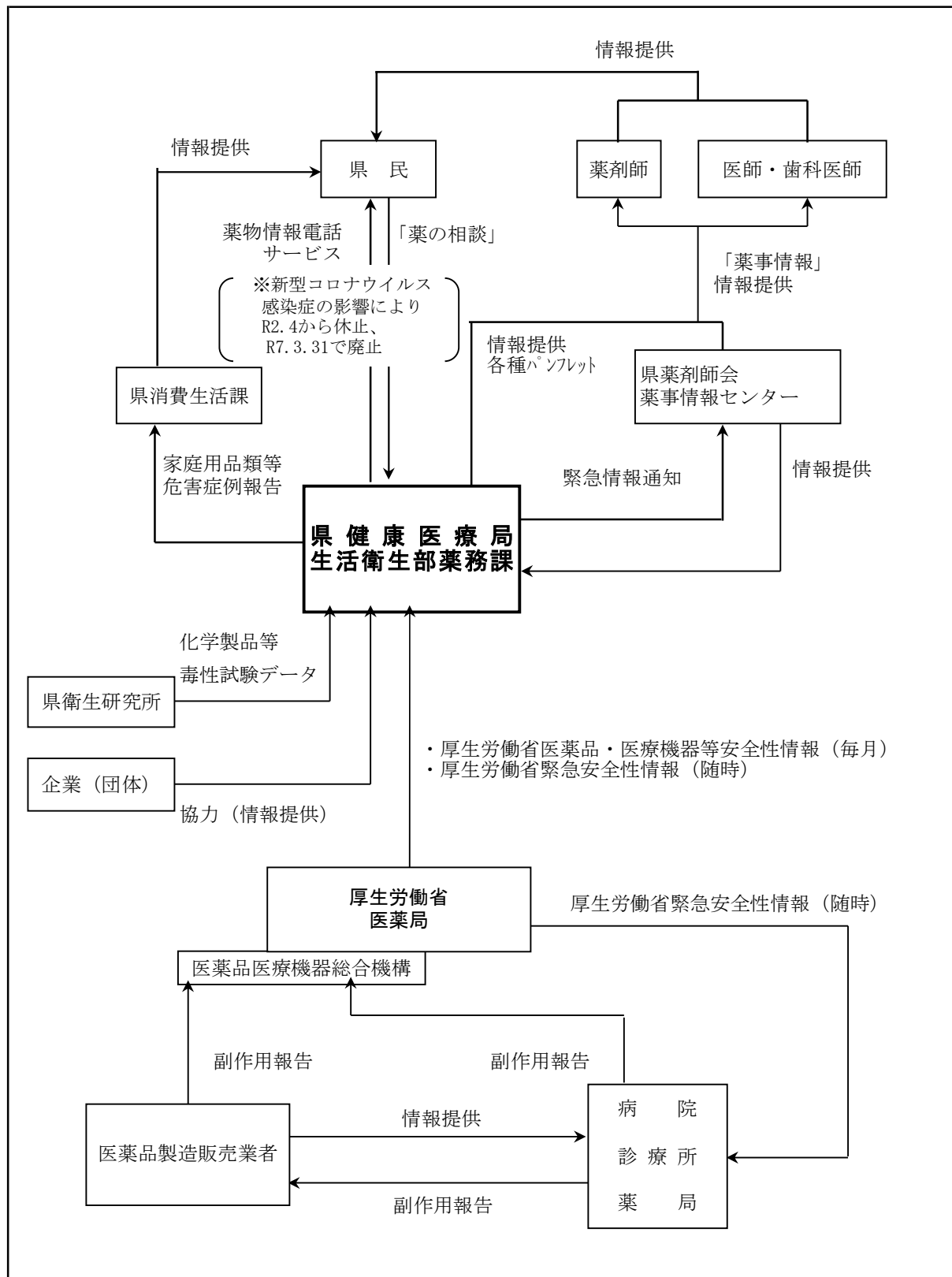


Ⅲ 医薬品等の安全対策

1 薬事情報の収集・提供

医薬品等の安全性・有効性を確保し、医薬品等による県民の健康被害を防止するため、各種情報を収集するとともに、県民及び医療機関に対し必要な情報を提供している。



(1) 薬物情報電話サービス

医薬品の副作用や化学製品等の安全性に関する情報を提供するため、昭和51年9月から電話サービスの窓口を設け、薬剤師が県民からの問い合わせに応じている。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症のための業務体制のため休止していた。令和7年度は委託事業とする方針だったが、改めて事業の必要性について検討した結果、事業を廃止することとした。

提供する情報の種類 ・医薬品の効能効果、使用上の注意などに関する情報
 ・急性薬物中毒に関する情報

ア 問い合わせ状況

内 容		2年度	元年度	30年度	29年度
医薬品の効能・副作用に関すること		29(85.3%)	799(88.6%)	1,130(91.1%)	950(88.0%)
内 訳	医療用医薬品	26(76.5%)	775(85.9%)	1,107(89.2%)	923(85.5%)
	一般用医薬品	3(8.8%)	24(2.7%)	23(1.9%)	27(2.5%)
誤飲・誤食の処置に関すること		3(8.8%)	54(6.0%)	72(5.8%)	85(7.9%)
内 訳	医薬品等	3(8.8%)	50(5.5%)	68(5.5%)	80(7.4%)
	家庭用品類	0(0.0%)	4(0.4%)	4(0.3%)	5(0.5%)
化学製品の安全性に関すること		0(0.0%)	1(0.1%)	6(0.5%)	6(0.6%)
そ の 他		2(5.9%)	48(5.3%)	33(2.7%)	38(3.5%)
合 計		34(100%)	902(100%)	1,241(100%)	1,079(100%)

イ 問い合わせ件数の推移

年度	2年度	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
件数	34	902	1,241	1,079	1,022	797	834	807

(2) 薬事情報センター事業の助成

県薬剤師会薬事情報センターが実施する薬剤師、医師、歯科医師を対象とした各種医薬品情報等の提供事業に対する助成を行い、その情報機能の強化充実を図っている。

ア 薬事情報センターの概要

- ・事業主体 公益社団法人神奈川県薬剤師会
- ・開設時期 昭和46年4月 [県補助開始 昭和53年4月]・職員数 2名

イ 情報提供件数

年 度	7年度			
利用者 区分 質問・項目	薬剤師会 会 員	医師会・歯 科医師会員	その他	計
薬 品 一 般 メーカー名、成分、 薬効、薬理作用	3 (0.6%)	0 (0.0%)	22 (37.3%)	25 (4.4%)
保険・薬価・再評価	357 (71.0%)	0 (0.0%)	9 (15.3%)	366 (64.8%)
副作用・相互作用 ・毒性・催奇形性	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (8.5%)	5 (0.9%)
誤 飲 ・ 誤 用 ・ リ ス ク	1 (0.2%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	2 (0.4%)
そ の 他 ※	142 (28.2%)	3 (100.0%)	22 (37.3%)	167 (29.6%)
合 計	503	3	59	565
県 補 助 金	2,394千円			

※その他:文献・新聞、ドーピング、薬事関係法規等

2 薬事知識の普及啓発

「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)に県内各地で開催される健康まつりなどの中で、パネル展示・薬の相談等を行った。

項目 \ 年度	7年度	6年度	5年度	4年度	3年度
開 催 回 数	93回	90回	75回	64回	51回
開 催 延 日 数	466日間	439日間	237日間	261日間	161日間
総 入 場 者 数	75,563人	125,043人	92,068人	186,407人	8,942人

3 医薬品適正使用の推進

医薬品の効果や副作用などの薬に関する基礎知識についての出前講座を実施することで、薬の正しい知識習得を図り、医薬品適正使用を推進している。令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で講座の開催は見送ったが、令和5年度から再開した。

	回数	受講者数
令和7年度	30回	685名
令和6年度	30回	698名
令和5年度	30回	819名
令和4年度	コロナにより見送り	
令和3年度	コロナにより見送り	

4 医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度

昭和30年代から40年代にかけて発生したサリドマイド事件やスモン事件などを受けて、医薬品による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、昭和54年10月に公布施行された医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法により、医薬品副作用被害救済制度が創設され実施されてきたが、平成16年4月に新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構法が施行されたことに伴い、従来の医薬品副作用被害救済制度が引続き実施されることに加え、生物由来製品により発生した感染等による健康被害者に対する救済を図ることを目的として、生物由来製品感染等被害救済制度が創設された。

本県では、ホームページにおいて同制度の内容を掲載して県民に周知し、医薬品の副作用等による健康被害の迅速な救済に努めている。

5 後発医薬品使用促進協議会の開催

患者及び医療関係者が安心して後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用することができるよう、平成19年10月15日に国が策定したアクションプログラムの使用促進に係る環境整備において、都道府県レベルで協議会を発足し使用促進策の策定及び推進事業の実施が位置づけられたことから、平成20年11月27日に協議会を設置した。現在、学識経験者7名、薬事等関係者3名、県民3名を委員に選任し、後発医薬品の使用促進の取組みを進めている。

令和7年度は、後発医薬品を含めた医薬品の供給が不安定であること等により協議会は開催しなかった。

後発医薬品普及状況

	6年度	5年度	4年度	3年度
全国	90.6%	85.3%	83.7%	82.1%
神奈川県	89.6%	83.6%	82.1%	80.4%